# 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出方法について

平成26年2月16日

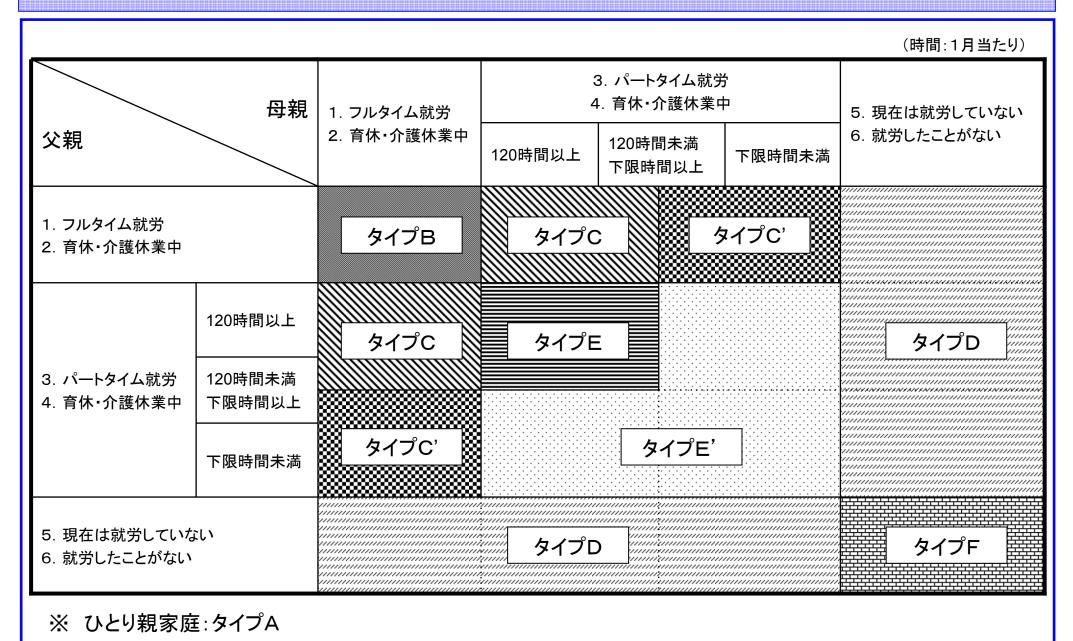
## 教育・保育の量の見込みの前提(認定区分)

〇 子ども・子育て支援法では、以下の3つの認定のうちいずれかの認定を受けた子どもが、教育・保育施設、地域型保育事業を利用したときに給付を行う仕組みとなっている。 (時間:1月当たり)

認定の 種類	年齢	年齡家庭類型	利用可能な 施設等
1 <del>号</del> 認定	満3歳 以上	<ul> <li>タイプC':フルタイム×パートタイム         (下限時間未満+下限時間~120時間の一部)</li> <li>タイプD:専業主婦(夫)</li> <li>タイプE':パートタイム×パートタイム         (いずれかが下限時間未満+下限時間~120時間の一部)</li> <li>タイプF:無業×無業</li> </ul>	幼稚園認定こども園
2 <del>号</del> 認定	満3歳 以上	-タイプA:ひとり親家庭 -タイプB:フルタイム×フルタイム -タイプC:フルタイム×パートタイム	保育所認定こども園
3号 認定	満3歳 未満	(120時間以上+下限時間~120時間の一部) -タイプE:パートタイム×パートタイム (双方120時間以上+下限時間~120時間の一部)	保育所 認定こども園 地域型保育

<sup>※</sup> 共働き等家庭の子どもであっても、保護者が希望する場合は、幼稚園に入園することも可能とされている。

## 家庭類型の分類(就学前の子どもの保護者の場合)



## 量の見込みの基本的考え方

○ 本市では、国が提示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』 の算出等のための手引き」を基に、ニーズ調査の結果を活用し、教育・保育及び地域子 ども・子育て支援事業の量を見込むこととしている。

#### 〈量を見込む基本的考え方〉

まずは、対象となる子どもの父母の有無、就労状況から「家庭類型」を求める。家庭類型の種類は、タイプAからタイプFまでの8種類となっている。

現在の家庭類型に母親の就労希望を反映させた潜在的な家庭類型の分布(割合)を算出し、家庭類型別児童数を求める。



教育・保育、地域子ども・子育て支援事業ごとに、利用意向を踏まえ、潜在的家庭類型ごとのニーズ量を積み上げる。

## 量の見込みの算出プロセス

#### 例) 1号認定(幼稚園及び認定こども園を利用)の量を見込む場合

■対象年齢 3歳児~5歳児

〈家庭類型別児童数の算出〉

	a:推計児童数(人)		b:潜在家庭類型(割合)		c:家庭類型別児童数
タイプA ひとり親		×		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(120時間以上+下限時間~120時間の一部)		×		=	
タイプC'フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間~120時間の一部)		×		=	
タイプD 専業主婦(夫)		×		=	
タイプE パート×パート(双方120時間以上+下限時間~120時間の一部)		×		=	
タイプE'パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間~120時間の一部)		×		=	
タイプF 無業×無業		×		=	

#### 〈ニーズ量の算出〉

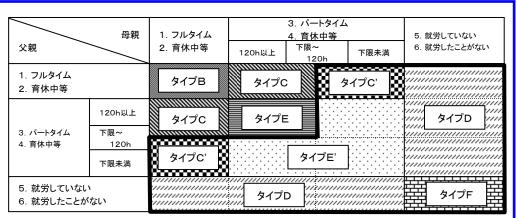


	c:家庭類型別児童数		d:利用意向率(割合)		e:ニーズ量(人)
タイプC'フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間~120時間の一部)		×		=	
タイプD 専業主婦(夫)		×		=	
タイプE'パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間~120時間の一部)		×		=	
タイプF 無業×無業		×		=	

※ 表中の時間は、1月当たりのものである。

## 教育・保育(1号認定(幼稚園及び認定こども園))

- 1) 対象となる潜在家庭類型 タイプC'、タイプD、タイプE'、タイプF
- 2) 対象年齢 3歳児~5歳児
- 3) 利用意向率

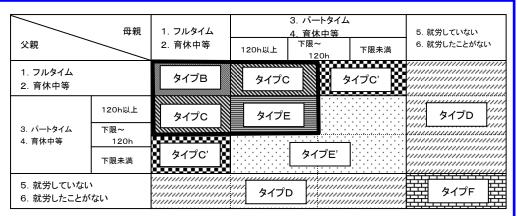


※ ひとり親家庭・・・タイプA

- 1)、2)の対象者について、「平日定期的に利用したい教育・保育の事業」の設問(問10(就学前))に回答した者のうち、「幼稚園」又は「認定こども園」を選択した者の割合を算出する。
- 4) 量の見込みの算出方法
  - ①家庭類型別児童数の算出 「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」=「家庭類型別児童数(人)」
  - ②量の見込みの算出 「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向率(割合)」=「量の見込み(人)」

## 教育・保育(2号認定(保育所及び認定こども園))

- 対象となる潜在家庭類型
   タイプA、タイプB、タイプC、タイプE
- 2) 対象年齢 3歳児~5歳児
- 3) 利用意向率

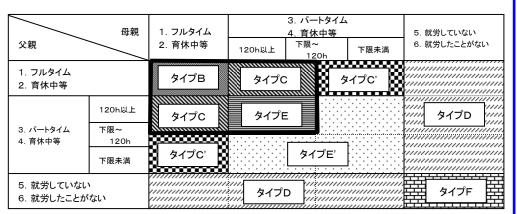


※ ひとり親家庭・・・タイプA

- 1)、2)の対象者について、「平日定期的に利用したい教育・保育の事業」の設問(問10(就学前))に 回答した者のうち、「幼稚園」、「幼稚園の預かり保育」、「認可保育所」、「認定こども園」、「小規模な保育施設」、「家庭的保育」、「事業所内保育施設」、「その他の認可外保育施設」又は「居宅訪問型保育」 を選択した者の割合から、「2号認定(幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの)」の割合を控除した割合を算出する。
- 4) 量の見込みの算出方法
  - ①家庭類型別児童数の算出 「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」=「家庭類型別児童数(人)」
  - ②量の見込みの算出

#### 教育・保育(3号認定(保育所及び認定こども園+地域型保育))

- 対象となる潜在家庭類型
   タイプA、タイプB、タイプC、タイプE
- 2) 対象年齢 O歳児及び1・2歳児
- 3) 利用意向率



※ ひとり親家庭・・・タイプA

- 1)、2)の対象者について、「平日定期的に利用したい教育・保育の事業」の設問(問10(就学前))に回答した者のうち、「認可保育所」、「認定こども園」、「小規模な保育施設」、「家庭的保育」、「事業所内保育施設」、「その他の認可外保育施設」又は「居宅訪問型保育」を選択した者の割合を算出する。
- 4) 量の見込みの算出方法
  - ①家庭類型別児童数の算出 「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」=「家庭類型別児童数(人)」
  - ②量の見込みの算出

## 量を見込むに当たっての地域子ども・子育て支援事業の分類

#### 1 ニーズ調査の結果を活用するもの

※のついた事業は、小学生の保護者に対して行ったニーズ調査の結果も活用する。

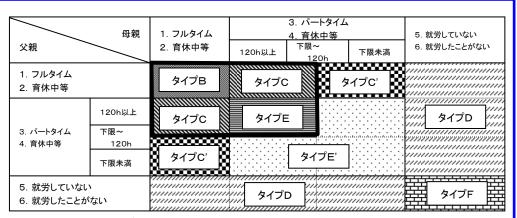
- 1 時間外保育事業
- 2 放課後児童健全育成事業(※)
- 3 |子育て短期支援事業(ショートステイ)<sup>(※)</sup>
- 4 地域子育て支援拠点事業
- | 一時預かり事業、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)<sup>(※)</sup>、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業〔病児・緊急対応強化事業を除く〕)
  - ①幼稚園の預かり保育(1号認定による利用)
- ②幼稚園の預かり保育以外
- 6 病児保育事業 (※)、子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業 〔病児・緊急対応強化事業〕)
- 7 | 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(小学生)(※)
- 8 利用者支援事業

#### 2 ニーズ調査の結果を活用しないもの

- 1 乳児家庭全戸訪問事業
- 2 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
- 3 妊婦に対して健康診査を実施する事業
- ※ 地域子ども・子育て支援事業のうち、実費徴収に係る補足給付を行う事業及び多様な主体が本制度に参入すること を促進するための事業は、量を見込まなくてもいい事業とされている。

## 時間外保育事業

- 対象となる潜在家庭類型
   タイプA、タイプB、タイプC、タイプE
- 2) 対象年齢 O歳児~5歳児
- 3) 利用意向率



※ ひとり親家庭・・・タイプA

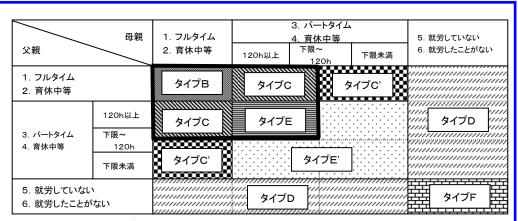
- 1)、2)の対象者について、「平日定期的に利用したい教育・保育の事業」の設問(問10(就学前))に回答した者のうち、「認可保育所」、「認定こども園」、「小規模な保育施設」、「家庭的保育」、「事業所内保育施設」、「その他の認可外保育施設」又は「居宅訪問型保育」を選択し、かつ、「利用希望時間」の設問(問9-2(2)(就学前))で「18時以降」と回答した者の割合を算出する。
- 4) 量の見込みの算出方法
  - ①家庭類型別児童数の算出

「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」=「家庭類型別児童数(人)」

②量の見込みの算出

## 放課後児童健全育成事業

- 対象となる潜在家庭類型
   タイプA、タイプB、タイプC、タイプE
- 2) 対象年齢 5歳児及び小学生
- 3) 利用意向率

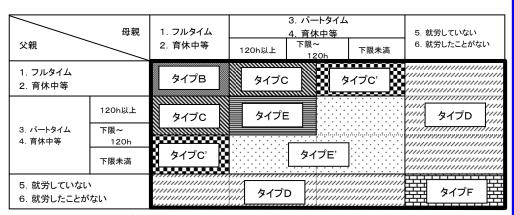


※ ひとり親家庭・・・タイプA

- 1)、2)の対象者について、「放課後の時間を過ごさせたい場所」の設問(問19・問20(就学前)、問13・問14(小学生))に回答した者のうち、「放課後児童会」を選択した者の割合を算出する。
- 4) 量の見込みの算出方法
  - ①家庭類型別児童数の算出 「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」=「家庭類型別児童数(人)」
  - ②量の見込みの算出

## 子育て短期支援事業(ショートステイ)

- 1) 対象となる潜在家庭類型 全ての家庭類型
- 2) 対象年齢 O歳児~5歳児及び小学生
- 3) 利用意向 (利用意向率×利用意向日数)
  - 1)利用意向率



※ ひとり親家庭・・・タイプA

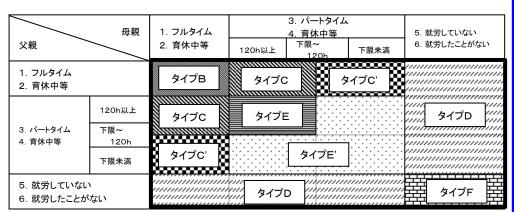
- 1)、2)の対象者について、「泊りがけの預け先」の設問(問18(就学前)、問11(小学生))に回答した者のうち、「短期入所生活援助事業(ショートステイ)を利用した」、「仕方なく子どもを同行させた」又は「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」を選択した者の割合を算出する。
- ②利用意向日数
- 1)、2)の対象者について、問18(就学前)、問11(小学生)の設問に回答した者のうち、「短期入所生活援助事業(ショートスティ)を利用した」、「仕方なく子どもを同行させた」又は「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」を選択した者の「平均日数」を算出する。
- 4) 量の見込みの算出方法
  - ①家庭類型別児童数の算出

「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」=「家庭類型別児童数(人)」

②量の見込みの算出

## 地域子育て支援拠点事業

- 1) 対象となる潜在家庭類型 全ての家庭類型
- 2) 対象年齢 O歳児~2歳児
- 3) 利用意向(利用意向率×利用意向回数)
  - ①利用意向率



※ ひとり親家庭・・・タイプA

- 1)、2)の対象者について、「地域子育て支援拠点事業の利用状況」の設問(問11(就学前))で「利用している」と回答した者の人数と、「地域子育て支援拠点事業の利用意向」の設問(問12(就学前))で「利用していないが、今後利用したい」と回答した者の人数を、回答者全体の人数で割ったものを算出する。
- ②利用意向回数
  - 1)、2)の対象者について、問11の設問で「利用している」と回答した者と、問12の設問で「利用していないが、今後利用したい」 又は「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」と回答した者の、月当たり平均利用回数を算出する。
- 4) 量の見込みの算出方法
  - ①家庭類型別児童数の算出

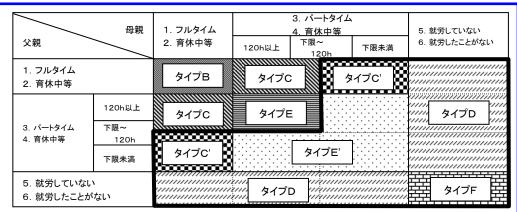
「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」=「家庭類型別児童数(人)」

②量の見込みの算出

## 一時預かり事業、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業を除く])

#### 〈幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)〉

- 1号認定による利用
  - 1) 対象となる潜在家庭類型 タイプC'、タイプD、タイプE'、タイプF
  - 2) 対象年齢 3歳児~5歳児
  - 3) 利用意向(利用意向率×利用意向日数)
    - ①利用意向率 (ア×イ)



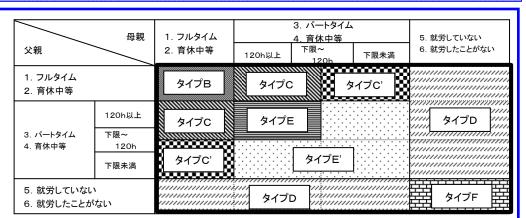
※ ひとり親家庭・・・タイプA

- ア 1)、2)の対象者について、「平日定期的に利用したい教育・保育の事業」の設問(問10(就学前))で「幼稚園」又は「認定こども園」 と回答し、かつ、「不定期事業の利用意向」の設問(問17(就学前))で「利用したい」と回答した者が、これらの設問の回答者数に占める 割合を算出する。
- イ 1)、2)の対象者について、「平日定期的に利用している教育・保育の事業」の設問(問9-1(就学前))で「幼稚園」と回答し、かつ、「不 定期事業の利用状況」の設問(問16(就学前))で「一時預かり」、「幼稚園の預かり保育」、「ファミリー・サポート・センター」、「夜間養護等 事業:トワイライトステイ」、「ベビーシッター」又は「その他」を選択した者のうち、「一時預かり」又は「幼稚園の預かり保育」と回答した者 の割合を算出する。
- ②利用意向日数 問17の設問で「利用したい」と回答した者の「平均日数」を算出する。
- 4) 量の見込みの算出方法
  - ①家庭類型別児童数の算出 「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」=「家庭類型別児童数(人)」
  - ②量の見込みの算出 「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向」=「量の見込み(人日)」

# 一時預かり事業、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業を除く])

#### 〈幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)以外〉

- 1) 対象となる潜在家庭類型 全ての家庭類型
- 2) 対象年齢 0歳児~5歳児 ※トワイライトステイは小学生も対象
- 3) 利用意向(利用意向率×利用意向日数)
  - ①利用意向率



※ ひとり親家庭・・・タイプA

- 1)、2)の対象者について、「不定期事業の利用意向」の設問(問17(就学前)、問10(小学生))に回答した者のうち、「利用したい」と回答した者の割合を算出する。
- ②利用意向日数
  - 1)、2)の対象者について、問17(就学前)、問10(小学生)の設問に「利用したい」と回答のあった者の「平均日数」を算出する。
- 4) 量の見込みの算出方法
  - ①家庭類型別児童数の算出

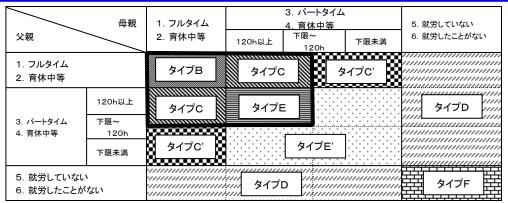
「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」=「家庭類型別児童数(人)」

- ②量の見込みの算出
- (O歳から5歳以下)「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向」-「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(1号認定のみ)の利用意向日数」-「不定期事業の利用状況の設問(問16(就学前))における、ベビーシッター、その他の利用日数」=「量の見込み(人日)」(小学生)「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向」-「不定期事業の利用状況の設問(問9(小学生))における「その他」の利用日数」=「量の見込み(人日)」
- ※この計算の過程で、家庭類型ごとの「量の見込み」がゼロ以下となる場合にはゼロとする。

#### 病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急応強化事業])

- 1) 対象となる潜在家庭類型 タイプA、タイプB、タイプC、タイプE
- 2) 対象年齢 O歳児~5歳児及び小学生
- 3) 利用意向(利用意向率×利用意向日数)

#### ①利用意向率



※ ひとり親家庭・・・タイプA

1)、2)の対象者について、「病気やけがで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合の対処方法」の設問(問15-1(就学前)、問8-1(小学生))に「父親が休んだ」又は「母親が休んだ」と回答した者のうち、「病児・病後児保育施設等の利用意向」の設問(問15-2(就学前)、問8-2(小学生))に「できれば利用したい」と回答した者と、問15-1、問8-1の設問に「病児・病後児の保育を利用した」、「ファミリー・サポート・センターを利用した」又は「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」に回答した者の合計を、「病気やけがで通常の事業が利用できなかったことがあるかどうかの設問(問15(就学前)、問8(小学生))の全回答者数で割って算出する。

#### ②利用意向日数

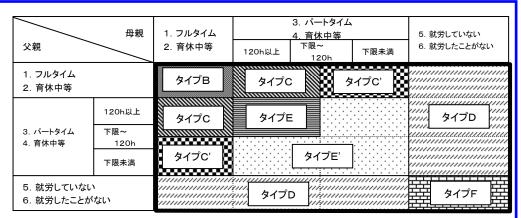
1)、2)の対象者について、問15-2、問8-2の設問に「できれば利用したい」と回答があった日数の総計と、問15-1、問8-1の設問に、「病児・病後児の保育を利用した」、「ファミリー・サポート・センターを利用した」又は「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」と回答した日数の総計を合わせ、これを問15-2、問8-2の設問に、「できれば利用したい」と回答し、問15-1、問8-1の設問に、「病児・病後児の保育を利用した」、「ファミリー・サポート・センターを利用した」又は「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」に回答した人数の合計で割って算出する。

#### 4) 量の見込みの算出方法

- |①家庭類型別児童数の算出 「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」=「家庭類型別児童数(人)」
- ②量の見込みの算出「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向」=「量の見込み(人日)」

## 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業[小学生])

- 1) 対象となる潜在家庭類型 全ての家庭類型
- 2) 対象年齢 5歳児及び小学生
- 3) 利用意向(利用意向率×利用意向日数)
  - ①利用意向率



※ ひとり親家庭・・・タイプA

- 1)、2)の対象者について、「放課後の時間を過ごさせたい場所」の設問(問19・問20(就学前)、問13・問14(小学生)) に回答した者のうち、「ファミリー・サポート・センター」と回答した者の割合を算出する。
- ②利用意向日数
  - 1)、2)の対象者について、問19・問20(就学前)、問13・問14(小学生)の設問で「ファミリー・サポート・センター」と回答した者の平均日数を算出する。
- 4) 量の見込みの算出方法
  - ①家庭類型別児童数の算出

「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」=「家庭類型別児童数(人)」

②量の見込みの算出

#### 利用者支援事業

#### (11) 利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援の事業に係る情報集約・提供、相談等を実施することから、教育・保育施設や他の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや「子育てに関する不安や悩みの相談先」の設問(問29(就学前)、問24(小学生))の結果を勘案して、当事業の量の見込みの算出をする。

## ニーズ調査の結果を活用しないで量を見込む事業

(1) 乳児家庭全戸訪問事業

出生数等を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定する。

(2) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

児童福祉法第6条の3第5項に規定する要支援児童及び特定妊婦並びに同条第8項に規定する要保護 児童の数等を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定する。

(3) 妊婦に対して健康診査を実施する事業

母子保健法第13条第2項の規定による厚生労働大臣が定める望ましい基準及び各年度の同法第15条に 規定する妊娠の届出件数を勘案して、計画期間内における適切を考えられる目標事業量を設定する。